

公共料金等

水道料金

水道事業は、神奈川県企業庁が実施しており、1市3町の料金体系に違いはありません。なお、津久井町青根地区では町営の簡易水道事業を行っていますが、新市においても現行どおり実施します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
水道料金 (モデルケース)	4,034円	4,034円	4,034円 簡易水道 (3,360円)	4,034円	現行どおり

※ 水道料金は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。
 ここでは、一般的家庭が2か月間で40m³使用した場合の料金(消費税を含む)をモデルケースとしています。
 なお、津久井町の簡易水道料金も1か月あたり1,680円(消費税を含む)の定額料金の2か月分を表示しています。

下水道使用料

原則的に、相模原市の使用料体系に統合します。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行います。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
下水道使用料 (モデルケース)	3,475円	3,897円	3,809円	3,066円	3,475円

※ 下水道使用料は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。
 ここでは、一般的家庭が2か月間で40m³使用した場合の料金(消費税を含む)をモデルケースとしています。

下水道受益者負担金・分担金

津久井町、相模湖町の両町が都市計画法上の区域区分をしていないため、単価格差が生じること、また、それぞれの地域で金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮し、合併時以降の新市において整理・調整を行い合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合します。

なお、それまでの間は現行の津久井町、相模湖町の単位負担金・分担金を引き続き適用するものとします。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
受益者負担金	270円/m ²	300円/m ²	378円/m ²	第1負担区 398円/m ² 第2負担区 411円/m ²	相模原市の制度に統合します。ただし、津久井町・相模湖町の単位負担金・分担金については、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合します。
受益者分担金	490円/m ²	無	378円/m ²	第1負担区に流入する土地 398円/m ² 第2負担区に流入する土地 411円/m ²	

※ 金額は1m²当りの単価で、受益者負担金は市街化区域内、及び都市計画法下水道事業認可区域内で整備を行う時に徴収するものです。受益者分担金は市街化区域外(市街化調整区域)、及び都市計画法下水道事業認可区域外で整備を行う時に徴収するものです。